

深 夜 電 力

(選 択 約 款)

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1 目 的	1
2 選択約款の変更	1
3 深夜電力 A	1
4 深夜電力 B	5

II 実 施 細 目

1 深夜電力 A	8
2 深夜電力 B	10

附 則	11
-----	----

別 表	13
-----	----

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によりま
- す。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によりま
- す。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 深夜電力 A

(1) 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力（平成28年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）本則3（深夜電力A）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契 約 期 間

- イ 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続される

ものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）20（低圧電力）（4）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の（イ）または（ロ）を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

（イ）契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）（1）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

（ロ）契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）（1）ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	352 円 00 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	418 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	12 円 05 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	11 円 95 銭

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{イの基本料金} + \text{その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額}$$

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Bもしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。

(ロ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

4 深夜電力B

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に旧選択約款本則4（深夜電力B）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約期間

イ 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の(イ)または(ロ)を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(4) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	220 円 00 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	258 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	10 円 24 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	10 円 14 銭

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Aもしくはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。

(ロ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 深夜電力 A

(1) 適用範囲

対象となる負荷設備は次のイまたはロに該当するものといたします。

イ 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

ロ 電気の使用実態がイに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のイによってえた値について供給約款別表 9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ロ) 当社は、別表 2（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜

間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ニ) (ロ)または供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

(ホ) 供給約款46（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は、本則3（深夜電力A）(5)ハによって算定された割引対象額から供給約款46（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

2 深夜電力B

(1) 適用範囲

イ 対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 深夜電力Bから深夜電力Aに需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとみなわない限り、深夜電力Bを適用いたしません。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のイによってえた値について供給約款別表9（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施等にもなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行ないません。

3 消費税法の改正にもなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) 本則3（深夜電力A）(5)および本則4（深夜電力B）(5)の料金率については、本則3（深夜電力A）(5)イおよびロ、本則4（深夜電力B）(5)イおよびロにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 深 夜 電 力 A

(イ) 基 本 料 金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	345 円 60 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	410 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	11 円 82 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	11 円 73 銭

ロ 深夜電力 B

(イ) 基本料金

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	216 円 00 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	253 円 80 銭

(ロ) 電力量料金

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	10 円 05 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	9 円 95 銭

(2) 別表 3 (燃料費調整) の基準単価については、別表 3 (燃料費調整) (2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	31 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	29 銭 9 厘

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネ

ルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原

油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (37,700\text{円} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	31 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	30 銭 5 厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。